

2024-2025 年度

臨 床 実 習 I 概 要

医学科 4， 5 年次学生用

(2025 年 1 月～12 月)

新潟大学医学部医学科

医学部医学科の教育理念

医学を通して人類の幸福に貢献する

医学部医学科が求める学生像

- ・ 良き医療人・医学者になるための強い学習意欲と科学的探求心を有する人
- ・ 協調性に富み、豊かな教養と人間性を有する人
- ・ 広い視野を有し、積極的に行動できる人

医学部医学科の教育目標

1. 豊かな人間性と高い倫理性を備え、全人的医療に貢献できる人材の育成
2. 高度の専門性を持つ医療チームの一員として貢献できる人材の育成
3. 広い視野と高い向学心を有する医学研究者・教育者となり得る人材の育成
4. 保健、医療、福祉、厚生行政に貢献できる人材の育成
5. 地域の医療に貢献するとともに、国際的に活躍できる人材の育成
6. 探求心、研究心、自ら学ぶ態度を生涯持ちつづける人材の育成

ディプロマ・ポリシー

医学科の教育理念「医学を通して人類の幸福に貢献する」に基づき定められた全科目に合格し、定められた卒業要件単位を修得した者で、科学的姿勢、コミュニケーション能力、人間性、社会性などの「医に求められるプロフェッショナリズム」を十分に身につけた学生に、学士（医学）の学位を授与します。

臨床実習 I をはじめるにあたって

新潟大学医学部長 佐藤 昇

臨床実習前共用試験 CBT 及び OSCE への合格おめでとうございます。

いよいよ臨床実習が始まります。この臨床実習 I では、グループに分かれて各科をまわり、直接患者さんと接しながら医師に必要な多くのことを学んでいきます。

ここで臨床実習という“臨床の場”に到達したこの機会に、医師になることを志し、大きな希望と期待に胸を膨らませ、新潟大学の門をくぐった日の身の引き締まった思い＝「初心」を思い出してください。みなさんはこれまで、基礎医学から臓器別統合カリキュラムへと、人体の構造、機能、病気に関する基礎知識や診療のため基本となる診療手技を学んできました。そして臨床実習前の全国統一試験に合格し、一定の知識・技能・態度および医師となるに相応しい適性を有する医学生、すなわち公的化された共用試験によって認定された「臨床実習生（医学）」として臨床実習の機会が与えられたことに自信と誇りを持ち、実習に臨んでください。

この実習では、指導医の指導・監督のもと、ガイドラインに沿った侵襲性の高くない医療行為を患者さんの同意のもとに行い、その実践を重ねながら、これまで学んだ医学的知識をさらに深めていくことになります。これまでの知識だけでは上手く対応できないケースに多々遭遇するでしょう。そのようなときには、自ら積極的に学び、問題解決に向けて努力してください。周りの先生方にも大いに質問し、経験豊富な先輩医師の物事の見方・捉え方を学んで、自らの視野を広げる努力をしてください。実習はその繰り返しであり、その積み重ねがみなさん自身をより大きく成長させてくれるはずです。そして医療現場はチームで成り立っていることを忘れずに、学生であっても診療チームの一員として自分が為すべきことをよく理解し、その役割を果たしてください。また、患者さんとのコミュニケーションの取り方、支援のあり方を学ぶことも大切です。医療現場では、患者さんとの関係は双方の信頼のもとに成り立っています。患者さんの言葉に耳を傾け、心に寄り添い、安心感を与えられるような存在になるために、心から患者さんと向き合ってください。臨床実習でしか得られないさまざまな経験を通し、医学の奥深さを実感しつつ、さらに医療の実践力を養ってもらいたいと思います。

最後に、実習に向けて期待を抱く反面、不安な気持ちもあることと思います。しかし、実際に患者さんと関わっていくことで、その方の生活や命を預かる責任の重さを感じるとともに、医師という仕事が素晴らしい職業であることを実感できることでしょう。実りある実習になることを願っています。

目 次

1. ヒポクラテスの誓い、医の倫理綱領（日本医師会）、 WMA ジュネーブ宣言、患者の権利に関する WMA リスボン宣言・・・	1
2. 宣誓書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3. 臨床実習 I 概要、ローテーション基本情報・・・・・・・・	6
4. 臨床実習到達目標（CATO）・・・・・・・・・・・・・・・・	9
5. 臨床実習における身だしなみについて・・・・・・・・	12
6. インフルエンザ流行期における臨床実習に関する注意事項、 ワクチン接種について・・・・・・・・	13
7. 実習を欠席する場合の手続きについて・・・・・・・・	15
8. スケジュール表・・・・・・・・・・・・・・・・	18
9. コース概要	
(1) 内科系①・・・・・・・・・・・・・・・・	19
循環器内科学	
血液・内分泌・代謝内科学	
(2) 内科系②・・・・・・・・・・・・・・・・	35
消化器内科学	
腫瘍内科学	
(3) 内科系③・・・・・・・・・・・・・・・・	47
腎・膠原病内科学，呼吸器・感染症内科学	
脳神経内科学	
地域医療学・総合診療学	
(4) 外科系①・・・・・・・・・・・・・・・・	87
消化器・一般外科学	
小児外科学	
(5) 外科系②・・・・・・・・・・・・・・・・	103
心臓血管外科・呼吸器外科	
脳神経外科学	
(6) 外科系③・・・・・・・・・・・・・・・・	121
整形外科学・リハビリテーション学・	
形成外科学	

(7) 専門系①	139
泌尿器科学	
放射線医学	
(8) 専門系②	156
皮膚科学	
耳鼻咽喉科学	
(9) 専門系③	177
麻醉科学	
眼科学	
(10) 専門系④	194
救急医学	
臨床病理学	
(11) 小児科学	206
(12) 産科婦人科学	214
(13) 精神医学	220
10. 建物配置図	
(1) 新潟大学医歯学総合病院敷地案内図	227
(2) 新潟大学医歯学総合病院院内棟案内図	228

ヒポクラテスの誓い（訳：小川鼎三）

医神アポロン、アスクレピオス、ヒギエイア、パナケイアおよびすべての男神と女神に誓う。私の能力と判断にしたがってこの誓いと約束を守ることを。

1. この術を私に教えた人をわが親のごとく敬い、わが財を分かって、その必要あるとき助ける。
2. その子孫を私自身の兄弟のごとくみて、彼らが学ぶことを欲すれば報酬なしにこの術を教える。そして書きものや講義その他あらゆる方法で私の持つ医術の知識をわが息子、わが師の息子、また医の規則にもとずき約束と誓いで結ばれている弟子どもに分ち与え、それ以外の誰にも与えない。
3. 私は能力と判断の限り患者に利益すると思う養生法をとり、悪くて有害と知る方法を決してとらない。
4. 頼まれても死に導くような薬を与えない。それを覚らせることもしない。同様に婦人を流産に導く道具を与えない。
5. 純粋と神聖をもってわが生涯を貫き、わが術を行う。
6. 結石を切りだすことは神にかけてしない。それを業とするものに委せる。
7. いかなる患家を訪れる時もそれはただ病者を益するためであり、あらゆる勝手な戯れや墮落の行いを避ける。女と男、自由人と奴隷の違いを考慮しない。
8. 医に関すると否とにかかわらず他人の生活について秘密を守る。
9. この誓いを守りつづける限り、私は、いつも医術の実施を楽しみつつ生きてすべての人から尊敬されるであろう。もしこの誓いを破るならばその反対の運命をたまわりたい。

.....

医の倫理綱領（日本医師会）

医学および医療は、病める人の治療はもとより、人びとの健康の維持、もしくは増進を図るもので、医師は責任の重大性を認識し、人類愛を基にすべての人に奉仕するものである。

1. 医師は生涯学習の精神を保ち、つねに医学の知識と技術の習得に努めるとともに、その進歩・発展に尽くす。
2. 医師はこの職業の尊厳と責任を自覚し、教養を深め、人格を高めるように心掛ける。
3. 医師は医療を受ける人びとの人格を尊重し、やさしい心で接するとともに、医療内容についてよく説明し、信頼を得るように努める。
4. 医師は互いに尊敬し、医療関係者と協力して医療に尽くす。
5. 医師は医療の公共性を重んじ、医療を通じて社会の発展に尽くすとともに、法規範の遵守および法秩序の形成に努める。
6. 医師は医業にあたって営利を目的としない。

平成 12 年 4 月 21 日採択

於 社団法人日本医師会 第 102 回定例代議員会

DECLARATION OF GENEVA

Adopted by the 2nd General Assembly of the World Medical Association, Geneva, Switzerland, September 1948
and amended by the 22nd World Medical Assembly, Sydney, Australia, August 1968
and the 35th World Medical Assembly, Venice, Italy, October 1983
and the 46th WMA General Assembly, Stockholm, Sweden, September 1994
and editorially revised at the 170th Council Session, Divonne-les-Bains, France, May 2005
and the 173rd Council Session, Divonne-les-Bains, France, May 2006

AT THE TIME OF BEING ADMITTED AS A MEMBER OF THE MEDICAL PROFESSION:

I SOLEMNLY PLEDGE to consecrate my life to the service of humanity;

I WILL GIVE to my teachers the respect and gratitude that is their due;

I WILL PRACTICE my profession with conscience and dignity;

THE HEALTH OF MY PATIENT will be my first consideration;

I WILL RESPECT the secrets that are confided in me, even after the patient has died;

I WILL MAINTAIN by all the means in my power, the honor and the noble traditions of the medical profession;

MY COLLEAGUES will be my sisters and brothers;

I WILL NOT PERMIT considerations of age, disease or disability, creed, ethnic origin, gender, nationality, political affiliation, race, sexual orientation, social standing or any other factors to intervene between my duty and my patient;

I WILL MAINTAIN the utmost respect for human life;

I WILL NOT USE my medical knowledge to violate human rights and civil liberties, even under threat;

I MAKE THESE PROMISES solemnly, freely and upon my honor.

WMA ジュネーブ宣言

1948年9月、スイス、ジュネーブにおける第2回WMA総会で採択
1968年8月、オーストラリア、シドニーにおける第22回WMA総会で修正
1983年10月、イタリア、ベニスにおける第35回WMA総会で修正
1994年9月、スウェーデン、ストックホルムにおける第46回WMA総会で修正
2005年5月、フランス、ディジョン・レ・バンにおける第170回理事会および
2006年5月、フランス、ディジョン・レ・バンにおける第173回理事会で編集上修正

医師の一人として参加するに際し、

- ・ 私は、人類への奉仕に自分の人生を捧げることを厳粛に誓う。
- ・ 私は、私の教師に、当然受けるべきである尊敬と感謝の念を捧げる。
- ・ 私は、良心と尊厳をもって私の専門職を実践する。
- ・ 私の患者の健康を私の第一の関心事とする。
- ・ 私は、私への信頼のゆえに知り得た患者の秘密を、たとえその死後においても尊重する。
- ・ 私は、全力を尽くして医師専門職の名誉と高貴なる伝統を保持する。
- ・ 私の同僚は、私の兄弟姉妹である。
- ・ 私は、私の医師としての職責と患者との間に、年齢、疾病もしくは障害、信条、民族的起源、ジェンダー、国籍、所属政治団体、人種、性的志向、社会的地位あるいはその他どのような要因でも、そのようなことに対する配慮が介在することを容認しない。
- ・ 私は、人命を最大限に尊重し続ける。
- ・ 私は、たとえ脅迫の下であっても、人権や国民の自由を犯すために、自分の医学的知識を利用することはない。
- ・ 私は、自由に名誉にかけてこれらのことを厳粛に誓う。

患者の権利に関する WMA リスボン宣言

1981 年 9 月/10 月、ポルトガル、リスボンにおける第 34 回 WMA 総会で採択

1995 年 9 月、インドネシア、バリ島における第 47 回 WMA 総会で修正

2005 年 10 月、チリ、サンティアゴにおける第 171 回 WMA 理事会で編集上修正

序 文

医師、患者およびより広い意味での社会との関係は、近年著しく変化してきた。医師は、常に自らの良心に従い、また常に患者の最善の利益のために行動すべきであると同時に、それと同等の努力を患者の自律性と正義を保証するために払わねばならない。以下に掲げる宣言は、医師が是認し推進する患者の主要な権利のいくつかを述べたものである。医師および医療従事者、または医療組織は、この権利を認識し、擁護していくうえで共同の責任を担っている。法律、政府の措置、あるいは他のいかなる行政や慣例であろうとも、患者の権利を否定する場合には、医師はこの権利を保障ないし回復させる適切な手段を講じるべきである。

原則

1. 良質の医療を受ける権利

- すべての人は、差別なしに適切な医療を受ける権利を有する。
- すべての患者は、いかなる外部干渉も受けずに自由に臨床上および倫理上の判断を行うことを認識している医師から治療を受ける権利を有する。
- 患者は、常にその最善の利益に即して治療を受けるものとする。患者が受ける治療は、一般的に受け入れられた医学的原則に沿って行われるものとする。
- 質の保証は、常に医療のひとつの要素でなければならない。特に医師は、医療の質の擁護者たる責任を担うべきである。
- 供給を限られた特定の治療に関して、それを必要とする患者間で選定を行わなければならない場合は、そのような患者はすべて治療を受けるための公平な選択手続きを受ける権利がある。その選択は、医学的基準に基づき、かつ差別なく行われなければならない。
- 患者は、医療を継続して受ける権利を有する。医師は、医学的に必要とされる治療を行うにあたり、同じ患者の治療にあたっている他の医療提供者と協力する責務を有する。医師は、現在と異なる治療を行うために患者に対して適切な援助と十分な機会を与えることができないならば、今までの治療が医学的に引き続き必要とされる限り、患者の治療を中断してはならない。

2. 選択の自由の権利

- 患者は、民間、公的部門を問わず、担当の医師、病院、あるいは保健サービス機関を自由に選択し、また変更する権利を有する。
- 患者はいかなる治療段階においても、他の医師の意見を求める権利を有する。

3. 自己決定の権利

- 患者は、自分自身に関わる自由な決定を行うための自己決定の権利を有する。医師は、患者に対してその決定のもたらす結果を知らせるものとする。
- 精神的に判断能力のある成人患者は、いかなる診断上の手続きないし治療に対しても、同意を与えるかまたは差し控える権利を有する。患者は自分自身の決定を行ううえで必要とされる情報を得る権利を有する。患者は、検査ないし治療の目的、その結果が意味すること、そして同意を差し控えることの意味について明確に理解するべきである。
- 患者は医学研究あるいは医学教育に参加することを拒絶する権利を有する。

4. 意識のない患者

- 患者が意識不明かその他の理由で意思を表明できない場合は、法律上の権限を有する代理人から、可能な限りインフォームド・コンセントを得なければならない。
- 法律上の権限を有する代理人がおらず、患者に対する医学的侵襲が緊急に必要とされる場合は、患者の同意があるものと推定する。ただし、その患者の事前の確固たる意思表示あるいは信念に基づいて、その状況における医学的侵襲に対し同意を拒絶することが明白かつ疑いのない場合を除く。
- しかしながら、医師は自殺企図により意識を失っている患者の生命を救うよう常に努力すべきである。

5. 法的無能力の患者

- a. 患者が未成年者あるいは法的無能力者の場合、法域によっては、法律上の権限を有する代理人の同意が必要とされる。それでもなお、患者の能力が許す限り、患者は意思決定に関与しなければならない。
- b. 法的無能力の患者が合理的な判断をしようする場合、その意思決定は尊重されねばならず、かつ患者は法律上の権限を有する代理人に対する情報の開示を禁止する権利を有する。
- c. 患者の代理人で法律上の権限を有する者、あるいは患者から権限を与えられた者が、医師の立場から見て、患者の最善の利益となる治療を禁止する場合、医師はその決定に対して、関係する法的あるいはその他慣例に基づき、異議を申し立てるべきである。救急を要する場合、医師は患者の最善の利益に即して行動することを要する。

6. 患者の意思に反する処置

患者の意思に反する診断上の処置あるいは治療は、特別に法律が認めるか医の倫理の諸原則に合致する場合には、例外的な事例としてのみ行うことができる。

7. 情報に対する権利

- a. 患者は、いかなる医療上の記録であろうと、そこに記載されている自己の情報を受ける権利を有し、また症状についての医学的事実を含む健康状態に関して十分な説明を受ける権利を有する。しかしながら、患者の記録に含まれる第三者についての機密情報は、その者の同意なくしては患者に与えてはならない。
- b. 例外的に、情報が患者自身の生命あるいは健康に著しい危険をもたらす恐れがあると信ずるべき十分な理由がある場合は、その情報を患者に対して与えなくともよい。
- c. 情報は、その患者の文化に適した方法で、かつ患者が理解できる方法で与えられなければならない。
- d. 患者は、他人の生命の保護に必要とされていない場合に限り、その明確な要求に基づき情報を知らされない権利を有する。
- e. 患者は、必要があれば自分に代わって情報を受ける人を選択する権利を有する。

8. 守秘義務に対する権利

- a. 患者の健康状態、症状、診断、予後および治療について個人を特定しうるあらゆる情報、ならびにその他個人のすべての情報は、患者の死後も秘密が守られなければならない。ただし、患者の子孫には、自らの健康上のリスクに関わる情報を得る権利もありうる。
- b. 秘密情報は、患者が明確な同意を与えるか、あるいは法律に明確に規定されている場合に限り開示することができる。情報は、患者が明らかに同意を与えていない場合は、厳密に「知る必要性」に基づいてのみ、他の医療提供者に開示することができる。
- c. 個人を特定しうるあらゆる患者のデータは保護されねばならない。データの保護のために、その保管形態は適切になされなければならない。個人を特定しうるデータが導き出せるようなその人の人体を形成する物質も同様に保護されねばならない。

9. 健康教育を受ける権利

すべての人は、個人の健康と保健サービスの利用について、情報を与えられたうえでの選択が可能となるような健康教育を受ける権利がある。この教育には、健康的なライフスタイルや、疾病の予防および早期発見についての手法に関する情報が含まれていなければならない。健康に対するすべての人の自己責任が強調されるべきである。医師は教育的努力に積極的に関わっていく義務がある。

10. 尊厳に対する権利

- a. 患者は、その文化および価値観を尊重されるように、その尊厳とプライバシーを守る権利は、医療と医学教育の場において常に尊重されるものとする。
- b. 患者は、最新の医学知識に基づき苦痛を緩和される権利を有する。
- c. 患者は、人間的な終末期ケアを受ける権利を有し、またできる限り尊厳を保ち、かつ安楽に死を迎えるためのあらゆる可能な助力を与えられる権利を有する。

11. 宗教的支援に対する権利

患者は、信仰する宗教の聖職者による支援を含む、精神的、道徳的慰問を受けるか受けないかを決める権利を有する。



宣誓書

新潟大学医学部長 殿
新潟大学医歯学総合病院長 殿
臨床実習担当病院長 殿
臨床実習担当施設長 殿

私は、令和6年度臨床実習前OSCEおよびCBTに合格しました。
今後、新潟大学医歯学総合病院、ならびに新潟大学臨床実習担当の関連病院、関連施設においての臨床実習を行うにあたり、以下のことを遵守することを誓います。

- 1) 時間を厳守し、無断の遅刻、欠席、離席はしません。
- 2) 実習施設の管理規約、教職員に従い、感染防止を含めた医療安全に常に十分な注意を払います。
- 3) 患者さんのプライバシーに配慮し、守秘義務を守ります。
- 4) 医療情報の持ち出しはしません。
- 5) 実習の内容が病院の診療上または学修上の必要性や現実的制約によって、妥当な範囲で変更されることを了承します。
- 6) 社会人として組織のルールを遵守します。
- 7) 医学生として不適切な言動、行動をした場合にはただちに実習を中止し、実習責任者からの指示を受けます。

コース「臨床実習Ⅰ」(必修) 概要

学習の条件：

共用試験(CBT・OSCE)に合格し、臨床医学の初歩的知識と臨床に必要な基本的技能と態度を修得した学生

4、5年次、120名

4年次 第2学期：臨床実習ⅠA、5年次 第1学期：臨床実習ⅠB、

5年次 第2学期：臨床実習ⅠC

到達目標：

実際の医療に接する場で、全人的医療を実践するために必要な各臨床科目の基本的知識、問題解決能力、技能および態度を修得する。

コース：

各臨床科コース

1班9名ないし8名、計14班で各コースをローテーション、計25コース
(ローテーションは、ローテーション表参照、班分け表は別途配付)

4年次 第2学期12週、5年次 第1学期15週、5年次 第2学期15週、
計42週

内科系①	内科系②	内科系③		外科系①	外科系②	外科系③	専門系①	専門系②	専門系③	専門系④	小児科学	産科婦人科学	精神医学											
循環器内科学	血液・内分泌・代謝内科学	消化器内科学	腫瘍内科学	腎・膠原病内科学	呼吸器・感染症内科学	脳神経内科学	地域医療学・総合診療学	消化器・一般外科学	小児外科学	心臓血管外科・呼吸器外科	脳神経外科学	整形外科学・リハビリテーション学	形成外科学	泌尿器科学	放射線医学	皮膚科学	耳鼻咽喉科学	麻酔科学	眼科学	救急医学	臨床病理学			

ローテーション基本情報：

(1) 内科系①

◇3 週のうち各科 1.5 週ずつ全員で実習、2 週目水曜日の昼で切り替え

◇前半：血液・内分泌・代謝内科、後半：循環器内科

(2) 内科系②

◇第 1 週目は腫瘍内科実習

◇第 2, 3 週は消化器内科実習

(3) 内科系③

◇2 班約 20 名が 6 週の実習を行う。

◇(腎・膠原病内科学, 呼吸器・感染症内科学)、神経内科学、(総合診療学、地域医療学) をそれぞれ 3 グループに分かれ 2 週ずつローテーションする。

グループの編成方法は内科系③班編制を参照

(4) 外科系①

◇3 グループに分かれて 1 週毎にローテーションする。グループの編成方法はコース概要参照

(5) 外科系②

◇実習初日は全員が胸部外科に集合。

◇実習 2 日目以降は 2 グループに分かれ各科で実習を行う。2 週目木曜日の朝で切り替え

(6) 外科系③

◇実習初日から 3 グループに分かれ整形外科・形成外科をローテーションする。グループの編成方法はコース概要参照

(7) 専門系①

◇実習初日は、8:30 に、全員が東研究棟 5F 泌尿器科医局集会室に集合。

前半 2 週 ((第 1 週月曜日～第 2 週金曜日まで) が泌尿器科学

後半 1 週 ((第 3 週月曜日～金曜日) が放射線医学

◇詳細はコース概要参照。

(8) 専門系②

◇学生番号の前半5名は、1週目皮膚科、2週目耳鼻科、残りの学生は1週目耳鼻科、2週目皮膚科で実習を行う。3週目は選択となるため、班内で5名ずつ決定の上、代表者が2週目の最終日（通常は金曜日）の午前中までに、担当教官または各医局事務室まで伝え、翌週の集合時間などを確認すること。

(9) 専門系③

◇3週のうち、1週目は眼科、2週目は麻酔科、3週目は2グループに分かれ各科で実習を行う。

(10) 専門系④

◇第1週～第2週が救急医学

◇第3週が臨床病理学

(11) 小児科学

◇実習を3週行う。詳細はコース概要参照。

(12) 産科婦人科学

◇実習を3週行う。詳細はコース概要参照。

(13) 精神医学

◇実習を3週行う。詳細はコース概要参照。

臨床実習到達目標 (CATO)

- 1) 適切なコミュニケーションによって医療面接を行い、必要な情報を得る。
- 2) 適切に身体診察を行い、必要な情報を得る。
- 3) 得られた情報から適切な臨床推論を行う。
- 4) 状況に応じて適切に症例提示を行う。
- 5) 得られた情報を統合して問題点を列挙し、それに即した適切な診断・治療・教育計画を立てる。
- 6) 臨床上の問題に対してエビデンスを収集し、批判的吟味を行った上で、患者への適用を検討する。
- 7) 診療録を遅滞なく、正確にわかりやすく記載する。
- 8) 医療安全上の問題を認識し、適切な行動をとる。
- 9) 多職種で適切に協働する。
- 10) 必要な情報を患者等と共有し、患者の主体的な意思決定を支援する。
- 11) 基本的臨床手技を安全かつ適切に実施する。
- 12) 得られた情報から緊急性を評価し、適切に初期対応を行う。

学習の到達目標：

- 1) 人に不快感を与えない清潔な身だしなみで行動できる。
- 2) 礼儀正しく行動ができる。
- 3) 時間厳守で行動できる。
- 4) 病院を含め社会の規範を守って行動ができる。
- 5) 患者さんに思いやりを持って接することができる。
- 6) 患者さんのプライバシーに十分配慮し、守秘義務を遵守できる。
- 7) 指導教員や医療スタッフの指示を守って行動できる。
- 8) 医療スタッフや同僚と協調して行動できる。
- 9) 院内感染対策に十分配慮して行動できる。
- 10) 医療安全対策に十分配慮して行動できる。
- 11) 医療機器、物品、消耗品など大切に扱うことができる。
- 12) 医学生としての誇りを持って行動できる。

各コース共通注意事項：

[病院実習について]

- 1) 集合は時間を厳守する。
- 2) 欠席・遅刻の際は、できるだけ早急に担当教員に連絡する。
- 3) 臨床実習生（医学）認定証を名札として身に付ける。
- 4) 清潔な白衣でボタンをはめ、清楚な身なりに心がける。
- 5) 聴診器など、身に着けるものは医療行為の邪魔にならず、整然と携帯する。
- 6) 履物は、大きな音を立てず、清潔なものとする。
- 7) 社会的に多くの人に信頼される髪型で、清潔に保つ。
- 8) 爪は常に短く、清潔に保つ。
- 9) 身の回りの整理整頓に心がける。
- 10) 病院内では、大声、雑談、飲み食い、走るなど、不信な行動をしない。
- 11) 病院内は全館禁煙である。
- 12) 患者さんから見える場所で携帯電話は使用しない。
- 13) 適宜、患者、教員や医療スタッフに挨拶をする。
- 14) 病院内では、指導教員や医療スタッフの指示を守って行動する。
- 15) 医療情報など、プライバシーに関わる事項を関係者以外に話さず、持ち出さない。
- 16) カルテ、検査報告書やその他の重要書類は許可を得て閲覧し、大切に扱う。
- 17) 患者の面接や診察は、指導教員と患者自身の許可を得て行う。
- 18) 如何なるときも、患者に不安を与える言動はしてはならない。
- 19) 医療スタッフや同僚と協調して行動する。
- 20) 医療現場の日常業務の妨げにならないよう行動する。

- 21)病院の機器、物品、消耗品を大切に扱い、使用する。
- 22)医療行為は、指導教員の指導のもとに行う。
- 23)院内感染対策マニュアルをよく読み、それに従って行動する。
- 24)医療安全管理に注意を払い、行動する。
- 25)医療実践の経験はきわめて貴重であることを認識して行動する。
- 26)熱意を持って実習を行い、疑問点は積極的に教員や医療スタッフに尋ねる。
- 27)単に医療手技を学ぶのではなく、それを実施する際の態度がきわめて重要であることを認識する。

[学習と評価について]

- 28)集合など、時間を厳守する。
- 29)学習は、自ら課題を設定して能動的に行う。
- 30)各教室や附属図書館の図書、インターネットなどを利用しグループあるいは自ら学習する。
- 31)ミニレクチャー、検討会、発表会などで、積極的に討論に参加する。
- 32)各コースの時間割に示された授業予定にすべて出席することを原則とし、やむをえない欠席、遅刻、早退などの場合、休業(講)期間等において可能な範囲で補講を受けることができる。
- 33)実習態度と成果、学習態度と成果、必要に応じてレポート、口頭試問、筆記試験などを総合して総括評価される。
- 34)各コース 100 点満点で採点され、各学期で実習する全ての科（以下「コース」という。）において合格した場合、当該学期の単位を修得したものとし、成績は当該コースの平均点をもって充てる。ただし、1 コースでも不合格の場合、当該期の単位を修得できない。

臨床実習における身だしなみについて（学生と教員との合意事項）

患者さんからの信頼を得るために、また医療安全・感染対策のために、医学生は臨床現場でふさわしい身なりをする必要がある。身だしなみは OSCE に準じ、患者さんからの視点、医療安全・感染対策の視点で考える。

1) 頭髪

- ・ 肩より長い髪はまとめる。
- ・ 患者さんの視線が頭髪にいつってしまうような派手な染髪にはしない。
- ・ 鼻毛はのばさない。
- ・ 髭はきれいに剃っておく。

2) 爪

- ・ 短く切り、清潔にする。
- ・ マニキュアはつけない。

3) 装身具・化粧

- ・ イヤリング、ピアスは禁止する。ピアスの穴がふさがらないための透明なピアスは許容する。
- ・ 結婚指輪以外のアクセサリは装着しない。結婚指輪も衛生面から装着しないことが望ましい。
- ・ つけまつげ、エクステンションは使用しない。
- ・ 香りのつよい香料、整髪料は使用しない。
- ・ 華美なお化粧はしない。

4) 靴

- ・ 甲、かかと、つま先を完全に覆うものとする。クロックス、サンダルは禁止。

5) 服装

- ・ 白衣のしわに注意する。
- ・ 教室により Yシャツベースのスーツスタイルか、スクラブ、スクラブ＋白衣か方針の違いがあるので、実習開始前に確認する。

6) その他

- ・ 教室により規定がある場合があるので注意する。

インフルエンザ流行期における臨床実習に関する注意事項

○ 本院で実習を行う実習生に厳守していただくこと

1. インフルエンザ発症者（疑いも含む）は、発症日（発症日を0日とする）から5日を経過し、かつ、解熱後（解熱日を0日とする）2日を経過するまでは実習を行わない。
※ 実習開始後、発症日から7日を経過するまではサージカルマスク着用の上、実習を行う。この間、指導教員は、ハイリスク患者と接触しないように調整する。
2. 実習中は、毎日2回（朝・夕）に検温と症状（咳、のどの痛み、鼻水、関節痛、その他インフルエンザを疑わせる症状）をチェックする。
※朝は自宅で測定する。
3. 37.5℃以上の発熱がある場合は直ぐに実習を中止し、指導教員に報告する。
4. 37.4℃以下の発熱であっても、咳、のどの痛み、鼻水、関節痛、その他インフルエンザを疑わせる症状がある場合は実習を中止し、指導教員に報告する。

○ 指導教員が実習生と協議・確認の上、実習において措置していただくこと

1. インフルエンザ発症者（疑いも含む）との濃厚接触が確認できる実習生が、接触後7日以内に、37.0℃以上（かつ37.4℃以下）の発熱があるものの、インフルエンザ症状がない場合、サージカルマスク着用の上、実習可能であるが患者と2m以内では接触しない（ベッドサイドには行かない）。
2. インフルエンザ発症者（疑いも含む）と濃厚接触が確認できる実習生が、37.0℃以上の発熱がなく症状もない場合は、サージカルマスク着用の上、実習を行う。

○ 実習生がインフルエンザを発症した場合、当該実習生が担当した患者に対して行う措置

1. 実習生がインフルエンザを発症した場合、当該実習生が接した患者への説明は担当指導教員及び臨床現場の実習責任者並びに主治医とで行う。
2. 発症した実習生が患者接触時にマスクを着用している場合は、患者に対して接触者対応は不要である、経過観察を行う。マスクを着用していない場合は当該患者を濃厚接触者として対応する。

留意事項

1. 本院において、上記の対策をしていただく期間は、インフルエンザ流行期とする。
2. 濃厚接触とは、発症者と2m以内の範囲で会話したり、飛沫をあびた場合とする。

新型コロナウイルス感染症ワクチン、 インフルエンザワクチンの接種について

医学科では、感染や重症化予防のため、新型コロナウイルス感染症ワクチン、インフルエンザワクチンの接種を強く推奨しています。

特に臨床実習では、免疫力の低下している患者さんに接することがあり、病院に感染症を持ち込んだ場合には取り返しのつかない結果につながる可能性があります。上記ワクチンの接種をお願いします。

特別な理由があり、ワクチン接種ができない場合には、入試・臨床実習係までお知らせください。

(入試・臨床実習係) medgakum@med.niigata-u.ac.jp

実習を欠席する場合の手続きについて

○ 実習担当教員への連絡

- ・速やかに授業・実習担当教員（シラバス等で確認）へ連絡してください。（担当教室・教員が分からない場合は、学務係（臨床実習期間中は入試・臨床実習係）に相談すること。）
- ・4年次以降の臨床実習の場合は、学内診療科または学外施設に連絡するとともに、欠席に対する代替措置について指示を仰いでください。

○ 実習欠席願の提出

- ・欠席願を医学科学務係（臨床実習期間中は入試・臨床実習係）に直接提出または E-mail に添付して提出してください。事前に提出できない場合は、メールなどですみやかに連絡の上、可能になってから提出してください。
- ・欠席願提出の際は、原則として欠席の理由を証明する添付書類が必要になります。下表を参照してください。
- ・欠席理由を証明するための書類を提出しても、欠席が出席になるわけではなく、出欠の判断は授業担当教員に委ねられます。また欠席事由によっては学務委員会で審議されます。

欠席の理由	提出が必要な書類
新型コロナウイルス感染症 インフルエンザ その他感染症	医師の診断書、処方箋等、感染症にかかったことが確認できる書類（急な体調不良については、1、2日程度であれば自宅で様子をみることも可能です。この場合は診断書の提出は不要です。）
病気、怪我	医師の診断書、処方された薬の薬袋等
急な体調不良の場合	3日以上欠席となる場合は、原則として医師の診断書を提出してください。1～2日で回復した場合は症状を自己申告することとし、診断書の提出は不要とします。
気象災害や交通機関による遅れ、欠席	遅延証明書等
忌引き	会葬礼状等
課外活動	課外活動による実習の欠席は原則認めません。 ただし、学務委員会の審議の上、認められた前例があります。 ・インカレなど全国規模の大会に選抜されて出場する場合。 実習の欠席を希望する場合は、顧問教員と相談の上、部で取りまとめて欠席願を提出すること。 最終的な判断は、学務委員会で決定されます。
学会への参加のため	申請者の関与が分かる学会プログラムの一部（複写）

○ 臨床実習期間中の病院見学について

- ・臨床実習に参加している学生で、病院見学により欠席する場合の取扱いを以下のとおりとします。
- ・病院見学による欠席は、臨床実習Ⅰ，臨床実習Ⅱそれぞれで5日（計10日）までとします。ただし、原則として臨床実習Ⅰは各実習先診療科につき2日，臨床実習Ⅱは各クールにつき2日までとし，学外施設における実習期間での病院見学による欠席は認められません。
- ・病院見学により欠席する場合は、見学日の1か月前までに「欠席願」を提出するとともに，学内診療科または学外施設にその旨を連絡してください。
- ・病院見学受入先から病院見学依頼書等の提出について指示があった場合は、「病院見学依頼書」を作成し，医学科学務係へ申請してください。依頼状の作成に2～3日要しますので，余裕を持って申請してください。

以下は，実習以外の項目でよく問い合わせのある Q&A を書いています。

○ 長期欠席する場合の手続きについて

- ・病気や怪我等で2週間以上続けて授業を欠席する場合は、「長期欠席届」および診断書等の書類を提出してください。

○ 本試験を欠席する場合の手続きについて

- ・やむを得ない事情で本試験を欠席し，追試験を希望する場合は，事前に学務係に申し出てください。「追試験願」を渡しますので，試験前または試験終了後1週間以内に欠席理由を証明するための書類とあわせて提出してください。

○ マッチング試験の推薦書について

- 先方の指示により，医学部長名の推薦書が必要な場合は，「推薦書」の作成し，医学科学務係へ申請してください。先方からの指示がない場合は，懇話会担当教員にご相談ください。
- 推薦書の作成に時間を要しますので，推薦書を提出する3日前までに申請してください。
- 直前の申請については，対応できませんので，予めご了承ください。

実 習 欠 席 願

年 月 日

在籍番号 _____
氏 名 _____

このたび以下の事由により、下記期間中の実習の欠席を希望します。

1. 欠席期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
2. 欠席する授業科目名（臨床実習の場合は診療科）： _____
3. 欠席事由（以下の該当する項目に■印をつけて必要項目を記入すること）
 - ☐ 病気又は怪我
 - ☐ 学会への参加（申請者の関与が分かる学会プログラムの一部（複写）を提出）
 - ☐ 病院見学（病院名： _____）
 - ☐ マッチング試験
 - ☐ 学外実習（実習先、期間、予想される成果を記載した書類（様式任意））
 - ☐ 課外活動
 - ☐ 忌引き
 - ☐ その他（以下に具体的に事由を記載し、関連する書類等を添付すること）
名 称 _____
事 由 _____

注1 事前に予定が決まっている場合は、原則として欠席日の1ヶ月前までに提出すること。

注2 課外活動による実習*の欠席は原則認めていない。

ただし、以下のような例では学務委員会の審議の上、認められた前例がある。

・ インカレなど全国規模の大会に選抜されて出場する場合。

実習の欠席を希望する場合は、事前に顧問教員と相談の上、部で取りまとめて欠席願を提出すること。（なお最終的な判断は、学務委員会で決定される。）

***実習には、臨床実習、その他実習（解剖学・生理学・顕微解剖学・生化学・薬理学・細菌学・免疫学・ウイルス学実習）を含むものとする。**

医学科学務係、入試・臨床実習係 確認欄

審議結果 欠席： 許 可 ・ 不 許 可 補実習： 要 ・ 不 要
(年 月 日)

指導教員等の署名

*次の場合は指導教員等から署名をもらうこと。

・ 課外活動（サークル顧問教員）

・ 学会参加、学外実習の場合は推薦教員

令和6年度(2024年度) 第4年次「臨床実習Ⅰ」スケジュール (2025.1.6~2025.3.28)

		外科系②	専門系④	内科系①	外科系③	専門系②	専門系①	専門系③	内科系②	外科系①	小児科学	産科婦人科学	精神科	内科系③			総合診療学・地域医療学					
科 目	期 間	心臓血管外科・呼吸器外科	脳神経外科	救急医学	臨床病理学	循環器内科学	血液・内分泌・代謝内科	整形外科・リハビリテーション学	形成外科	皮膚科学				耳鼻咽喉科学	放射線医学	泌尿器科学		麻酔科学	眼科学	消化器内科学	腫瘍内科学	消化器外科学
1/6 ~ 1/10																						
1/14 ~ 1/17		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	13	14
1/20 ~ 1/24																						
1/27 ~ 1/31																						
2/3 ~ 2/7		4		5		6		7		8		9		10		11		12		13	14	3
2/10 ~ 2/14																						
2/17 ~ 2/21																						
2/25 ~ 2/28		5		6		7		8		9		10		11		12		13		14	1	2
3/3 ~ 3/7																						
3/10 ~ 3/14																						
3/17 ~ 3/21		6		7		8		9		10		11		12		13		14		1	2	5
3/24 ~ 3/28																						

第6年次
臨床実習Ⅱ
スケジュール
(2025.1.14~8.1)

症状学講義 1/6~1/10

第1クール
1/14~2/7

第2クール
2/10~3/7

補講・春季休業

令和7年度(2025年度) 第5年次「臨床実習Ⅰ」スケジュール (2025.4.7~2024.12.12)

4/7 ~ 4/11	7	8	9	10	11	12	13	14	1	2	3	4	5,6	第3クール 4/7~5/2	
4/14 ~ 4/18															
4/21 ~ 4/25															
4/28 ~ 5/2															
5/12 ~ 5/16	8	9	10	11	12	13	14	1	2	3	4	7		第4クール 5/12~6/6	
5/19 ~ 5/23															
5/26 ~ 5/30															
6/2 ~ 6/6															
6/9 ~ 6/13	9	10	11	12	13	14	1	2	3	4	5	6	7,8	第5クール 6/9~7/4	
6/16 ~ 6/20															
6/23 ~ 6/27															
6/30 ~ 7/4															
7/7 ~ 7/11	10	11	12	13	14	1	2	3	4	5	6	9		9,10	第6クール 7/7~8/1
7/14 ~ 7/18															
7/22 ~ 7/25															
7/28 ~ 8/1															
実習なし															
8/4 ~ 8/29	補講・夏季休業														
9/1 ~ 9/5	12	13	14	1	2	3	4	5	6	7	8	11	9,10		実習なし
9/8 ~ 9/12															
9/16 ~ 9/19															
9/22 ~ 9/26															
9/29 ~ 10/3	13	14	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11,12		
10/6 ~ 10/10															
10/14 ~ 10/17															
10/20 ~ 10/24															
10/27 ~ 10/31	14	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	13		13,14	
11/4 ~ 11/7															
11/10 ~ 11/14															
11/17 ~ 11/21															
11/25 ~ 11/28	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13,14		
12/1 ~ 12/5															
12/8 ~ 12/12															

※5/7~5/9は実習なし

